

住居確保給付金 ～家賃の補助～

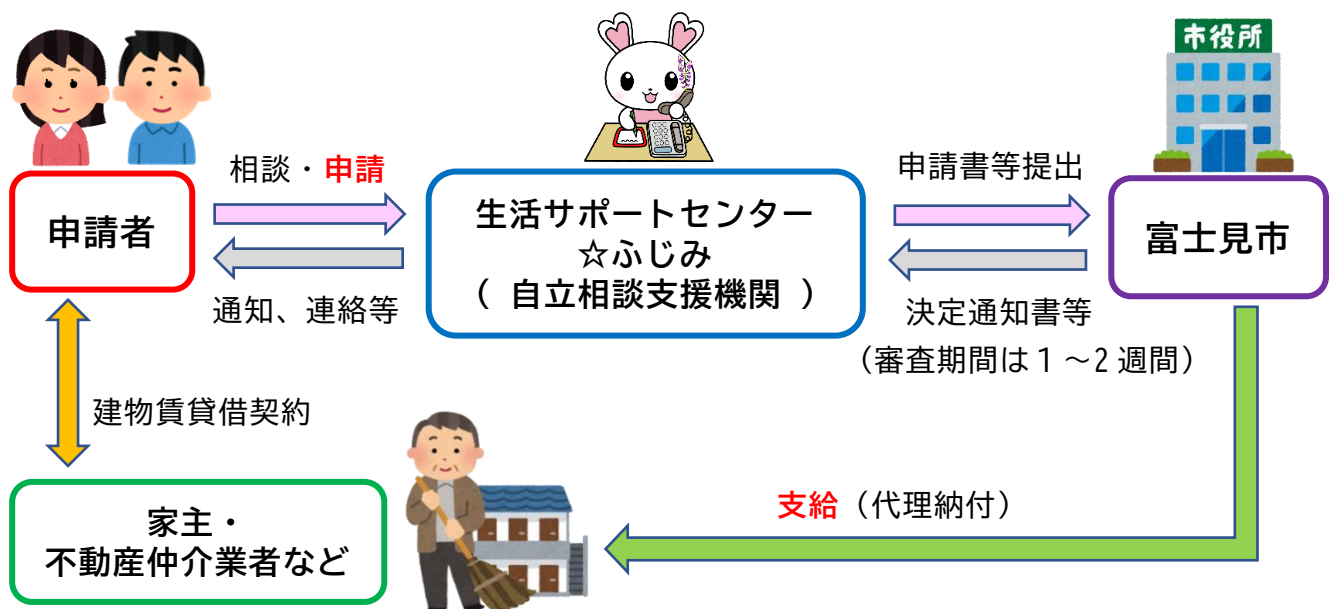
2025 年
4 月版

～ 住まいを確保しながら 就職活動を行うための補助 ～

離職や自営業の廃業、個人の責任や都合によらない理由での減収により、住居を失うおそれがある方、または失った方が対象です。

求職活動や自立に向けた活動を行うことが必須要件 で、生活サポートセンター☆ふじみ(自立相談支援機関)で就労支援等の計画(プラン)を一緒に考え、相談を重ねながら、自立と生活の安定をめざしていきます。

富士見市が定める家賃相当額が、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間(延長2回まで)支給され、富士見市から賃貸住宅の家主や不動産仲介業者等へ直接支払われます(代理納付)。



* 家主・不動産仲介業者等との連絡は原則申請者が行う。

申請・相談窓口

富士見市社会福祉協議会 生活サポートセンター☆ふじみ

TEL 049-265-6200 受付：平日 9時～17時

〒354-0026 富士見市鶴瀬西 2-4-19

まずはお電話でお問い合わせください。 来所での相談は予約制 です。

ご予約の方を優先的に対応させていただきますので、ご予約のない方はお待ちいただくか、後日改めてご来所いただくことになります。何卒ご了承ください。

申請できる方（支給要件）

該当

次のⅠ、Ⅱのいずれかに該当すること

Ⅰ	離職、自営業の廃業から2年以内の方。 *ただし、離職、廃業後に疾病、出産、育児などやむを得ない理由で30日以上求職活動ができなかった場合は最長4年以内まで可能(診断書等の証明書類の提出が必要)。	☐
Ⅱ	自身の責任や都合によらないことにより、離職・廃業と同等程度まで収入が減少している方。（【別表2】では『休業等』と表記） *雇用主や発注元から就労の機会を減らされて減収した場合であり、自分の意思で勤務時間等を減らした場合は不可。	☐

次の1～8のすべてに該当すること

1	上記Ⅰ.の場合は離職等の日に、上記Ⅱ.の場合は申請する月において、世帯の生計を中心的に維持していた（生計維持者または生計中心者）。	☐
2	申請する月の同一世帯全員の収入合計が【別表1】の①以下である。 *【別表1】の②以上①以下の場合、支給額は一部支給となる。	☐
3	申請する日の同一世帯全員の金融資産の合計額が【別表1】の③以下である。	☐
4	誠実かつ熱心に、求職活動や自立に向けた活動を行い、常用就職や事業の再生を目指す意思がある。 *活動内容の詳細は【別表2】参照。 *事業再生を目指す自営業者の活動は最長6ヶ月まで。7ヶ月目以降、または途中で事業再生が困難と判断された場合は、求職活動の開始が条件となる。	☐
5	住居の確保に関するその他の給付金や制度を利用していない。 *生活保護受給中または申請中の場合も対象外。	☐
6	申請者および世帯員の中に暴力団関係者はいない。	☐
7	賃貸借物件に居住しており、借地借家法に基づく賃貸借契約を貸主等と個別に行っていること。 *賃料以外の共益費や管理費等、駐車場代、借地代は対象外。 *貸主等と個別に賃貸借契約が結ばれていない場合や家賃負担額が不明確な場合は対象外。（主にルームシェア、ゲストハウス、社員寮など） *家賃(賃料)を事業経費としている場合、賃借人が法人名義の場合、事業用物件や店舗等は対象外。ただし、契約書等に住居と店舗等の部分が区別されて記載されている場合は住居部分のみ対象となる。	☐
8	過去に住居確保給付金を利用したことがない。 *利用したことがある場合は、右記 <u>再支給について</u> の要件に該当すれば対象になる可能性がある。	☐

<留意事項>

- 申請しても審査の結果、支給を認められない場合がある。
- 申請者の関係機関等に、支給に関して必要な範囲で確認や報告を求める場合がある。

富士見市の定める額 【別表1】

◎ 5人世帯以上の場合はお問い合わせください

↓ 以下は月額	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
① 世帯の収入上限額 (同一世帯全員の収入基準額)	124,000 円	175,000 円	213,000 円	250,000 円
⇄ 収入が①と②の間の場合は、収入に応じて④支給家賃額 が一部支給になる				
② 世帯の基準額 (同一世帯全員の収入)	81,000 円	123,000 円	157,000 円	194,000 円
③ 世帯の金融資産額 (同一世帯全員の預貯金等)	486,000 円	738,000 円	942,000 円	1,000,000 円
④ 支給家賃の上限額 (共益費、管理費は除く)	43,000 円	52,000 円	56,000 円	56,000 円

* **収入** とは、給与（社会保険料等天引き前の総支給額。交通費支給額は除く）、事業収入の他、各種年金、雇用保険等の給付（失業給付など）、休業補償（傷病手当など）、定期的な収入（仕送り、養育費など）等をいう。児童手当、児童扶養手当、特別障がい者手当、奨学金など特定の目的のために支給されるものや、職業訓練受講給付金などは含めない。

* 申請した月に支払う分の家賃から対象。滞納分や支払い済みの家賃は対象外。

* 同居等の場合は、住民票などで生計の同一が証明でき、世帯として認められる状況であれば対象となる場合がある。

* 家賃が④支給家賃上限額 を超えていた場合も、支給額は④の範囲内となるため、支給額を超えた差額は申請者の自己負担 となる。

* 世帯収入額 が ②基準額 を超えるが ①世帯収入の上限額 を超えない場合は、
『 ②基準額 + 実際の家賃額(共益費・管理費除く) - 世帯収入額 』の計算式で算出。

(例) 単身世帯、家賃 50,000 円、収入 90,000 円 の場合

$$\begin{array}{ccccccc} 81,000 \text{ 円} & + & 50,000 \text{ 円} & - & 90,000 \text{ 円} & = & 41,000 \text{ 円} & (\text{差額は自己負担}) \\ \text{②基準額} & & \text{実際の家賃} & & \text{世帯収入} & & \text{支給額} \end{array}$$

再支給について

支給は原則一度のみ（富士見市以外で受給歴がある場合も含む）。

ただし、最後の支給月の翌月から起算して1年を経過しており、前回支給を受けて常用就職または収入を得る機会が増加したものの、支給要件および下記のいずれかに該当すれば、再支給申請が可能（経過措置として、2024年3月31日までに申請して支給が終了した者は1年以内でも申請可能な場合あり）。

○新たに勤務先の都合等で解雇になった場合。

自身の責任に帰すべき重大な理由による解雇は除く。あらかじめ雇用期間が決まっていて更新のないことに同意していた場合も該当しない（期間限定の契約社員や派遣社員など）。

○勤務先が倒産した場合。

自身の責任に帰すべき理由や自身の都合によるものを除く。

○収入を得る機会が、自身の責任や都合によらずに減少した場合。

受給するための要件（求職活動等要件）【別表2】

受給月数	あなたの状態	求職活動など受給中の義務			
		誠実かつ熱心に活動を行い、 <u>常用就職</u> または <u>事業再生</u> を目指す			
申請時 1～3ヶ月	離職・廃業 休業等 ※ (就労を目指す者)	ハローワーク等への求職申込(登録) <申請時> ハローワーク等での職業相談 <月2回以上>	企業等への応募 <週1回以上>		
延長 4～6ヶ月	休業等 ※ (事業再生を目指す者)	経営相談先への相談申込と事前相談 <申請時> 経営相談先での経営相談 <月1回>	収入増加を図る取組 <月1回以上>	生活サポートセンター☆ふじみ (自立相談支援機関)との相談 <月4回以上>	支援プランに沿った活動
再延長 7～9ヶ月	全員	※ハローワーク等への求職申込(登録) ・ハローワーク等での職業相談 <月2回以上>	企業等への応募 <週1回以上>		

※**休業(就労を目指す者)** ⇒ 被雇用者、自営業者（実質的に被雇用者と同等の条件で働いている者も含む）で離職や廃業状態と同程度に減収し、求職活動を行う者。

休業(事業再生を目指す者) ⇒ 経営改善の意思があり、経営相談先(県や市が認めた相談先)への申込みと事前相談の結果、自立に向けた活動を行うことが適当と助言等を受けた者。具体的な活動計画書を作成し、市が認めた場合は最大6ヶ月まで活動が可能。ただし、経営改善は困難で求職活動等を行うことが適当と助言を受けた場合または受給7ヶ月以降は、ハローワーク等での求職活動が必須となる。

* **常用就職** ⇒ 期間の定めのない労働契約または6ヶ月以上の労働契約による就職。採用になりしだい常用就職届と雇用契約書等を提出すること。なお、常用就職したことで得られた収入が収入基準額を超えた月から支給中止となる。

* **支援プラン** ⇒ 申請する際に、現在の状況や生活に対する意向を整理し、自らが望む生活に向けて就労や生活の課題を解決していくために立てるプラン(計画)のこと。生活サポートセンター☆ふじみで一緒に考えて作成し、申請と同時に市に提出する。受給中は作成した『支援プラン』に沿った活動を行うこと。活動を怠った場合は支給中止となる。

* 生活サポートセンター☆ふじみとの月4回の相談は、電話やメールという方法も可能だが、月1回は必ず来所し直接面談を行うことが義務となる。

* 毎月末までにすべての要件を満たして各報告書の提出と収入の報告を行うこと。活動や報告を怠った場合は支給中止となる。

◆その他、支給や支給中止に関する要件などは、申請時に提出する申請書や確認書等に記載された内容を確認、同意の上で申請手続きを行うこと。